

# 国家知識産権局

## 「商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定 (意見募集稿)」に関する説明

2019年2月12日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)  
北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 「商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定 (意見募集稿)」に関する説明

## 一、起草の背景と必要性

中国の特色ある社会主義市場経済の迅速な発展と改革開放の更なる推進に伴って、「市場経済の持続的、安定的な発展を促進する」という商標の役割が日増しに顕著になってきた。「大衆創業、万民革新」を背景に、数多くの中小微細企業が現れ、市場主体の登録商標へのニーズが急激に高まってきた。商標登録手続の最適化、登録までの所要期間の短縮、登録コストの削減、登録リソースの減少に伴って、有名ブランドへのただ乗りを目的とする商標の「悪意ある出願」行為は散見し、実際の使用よりも登録商標の譲渡による利益獲得を目的とする商標の「買いため登録」行為は大量に出現した。これらの非正常な商標登録出願行為は、市場経済秩序と商標管理秩序を深刻にかく乱し、ビジネス環境を破壊し、社会各界から広く注目され、速やかな抑制措置が必要とされた。

国家知識産権局は上記の問題を非常に重要視し、積極的に立法研究活動を展開し、商標関連の法律法規の完備化により、商標の登録出願、使用と保護等の制度を最適化し、非正常な商標登録出願行為を抑制する長期有効な体制を確立しようとしている。第三回の改正後の商標法には、誠実信用原則等の概括的な規定を追加したが、実際の運用においては具体的な根拠と基準が見受けられない。商標法の改正所要時間が長く、短期間内では非正常な商標登録出願行為を速やかに抑制できないことから、専利分野の非正常な出願行為に対する規制措置に見習って、この部門規則を起草した。目的は、現行の法律制度を十分に運用し、登録商標専用権の保護という立法趣旨を重ねて言明し、政策による指導効果を強化し、現実の問題を効果的に解決し、今後の商標法の改正に基礎条件を提供し、経験を積み重ねることにある。

## 二、起草の主要構想

「商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定 (意見募集稿)」(以下、「意見募集稿」という)は、ビジネス環境の最適化、市場秩序の維持という角度から、知的財産主管部門の職能を充分発揮させ、非正常な出願行為を抑制する関所を上流に置き、政府指導と市場駆動の両立や監督管理と指導誘導の結合を強

調し、現行の法律枠組み内で、実務に見られる法的根拠不明確等の問題の解決に注力し、商標買いだめ登録や悪意ある出願を厳しく取り締まる長期有効なメカニズムの形成をはかるものである。意見募集稿は「商標登録が実際の使用を目的とする」という原則を堅持し、行政管理の角度から複数の方面で措置をとるとともに、社会公衆に対し三年間不使用による商標取消、登録商標無効宣告等の制度の活用を呼びかけ、登録商標の使用意図に注目し、市場主体が実際に使用する必要のある商品とサービスについて商標登録出願をするという正しい方向性を強調し、「非正常な商標登録出願行為を抑制する」という目的の実現をはかるものである。

立法構想においては、主に以下の三点に着眼した。第一に、典型的な状況を帰納し、事例ベースと問題志向で、非正常な商標登録出願行為の種類を定義すること。第二に、法的根拠を明確にし、商標法第四回の改正がまだ開始されていない前提で、現行の法律規定に根拠を見出し、法による行政を堅持すること。第三に、強力な措置をとり、総合的な監督管理を強化し、商標審査、管理プロセス内の規制手段を、信用記録、データ統計、代理管理等のプロセス外の措置と結び付けて、複数の方面からなる総合的な監督管理を確立すること。

また、意見募集稿は立法と実務の経験をまとめ、体裁と具体的な措置において「専利出願行為の規範化に関する若干の規定」（国家知識産権局第七十五号令）を十分に参考にした。

### 三、草案の主要内容

意見募集稿は八条からなる。内容は五つの方面に及ぶ。第一に、立法目的を明確にし、商標法が確立した誠実信用原則と使用意図を前提とした商標登録出願の方向性を重ねて言明した（第一、二条）。第二に、列挙の方式で非正常な商標登録出願行為の種類を規定した（第三条）。第三に、非正常な商標登録出願行為の法的結果を明確にした（第四条）。第四に、信用記録、統計基準、代理管理等の面で措置をとり、非正常な商標登録出願行為を規制し、当事者の権利を規定した（第五、六条）。第五に、各級の知的財産主管部門の商標登録出願行為と使用行為を指導、規範化する職責を明確にし、社会公衆に対し非正常な商標登録出願行為を通報、監視するよう呼びかけた（第七条）。

出典：2019年2月12日 国家知识产权局ウェブサイト

<http://www.cnipa.gov.cn/gztz/1135919.htm>